

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金 Q&A

- Q1 「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合」とはどのような場合ですか？
- A1 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合や、発熱が続くなど風邪の症状がある場合です。結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合も含まれます。
- Q2 新型コロナウイルス感染症に感染したり発熱等の症状はないが、濃厚接触者と疑われるため会社を休んでいましたが、傷病手当金は受けられますか？
- A2 被保険者本人の疾病に対して給付するものなので、濃厚接触者、または濃厚接触者であることが疑われ休業した場合には、対象とはなりません。
- Q3 出勤抑制のため事業主から自宅待機を求められましたが、傷病手当金は受けられますか？
- A3 傷病手当金は、「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、事業主からの指示等で労務に服さなかった場合は、対象とはなりません。
- Q4 給与等とは具体的にどのような収入ですか？
- A4 所得税法第28条第1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる賃金、給与です。ただし、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与)は含まれません。また、役員報酬については報酬の名目ですが給与所得に含まれるため、給与として換算できます。
- Q5 フリーランスは対象になりますか？
- A5 自営業の方や個人で事業を行う方などは、一般的に報酬の名目で支払われており給与ではないため対象にはなりません。ただし、フリーランスなどの方であってアルバイトなどにより給与所得がある場合、給与部分についてのみ傷病手当金の対象になりうる場合があります。
- Q6 支給対象となる日はどのような日ですか？
- A6 令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルスに感染し、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(※1)から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日が対象となります。なお、その期間に給与等の全部または一部が支給されないことが条件です。申請のできる期間は、労務に服することのできなかつた日から2年間です。この期間を過ぎると申請できなくなり

ます。

(※1) 労務に服する予定だったが、労務に服することができなくなった初日から起算し、労務に服することができない連続する3日は支給対象となりません。

Q7 支給額はどのように計算されますか？

A7 発症した月を含む直近3か月間の収入をもとに1日当たりの支給額を計算し、支給対象となる日数分の支給を行います。

支給額 = 1日当たりの支給額(※1) × 支給対象となる日(Q6参照)

(※1) 1日当たりの支給額 = 直近3か月間(※2)の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3

(※2) 直近3か月間は、支給対象となる初日の属する月を含む過去3か月間です。

例えば、4月15日が支給対象となる初日の場合 → 2月～4月です。

Q8 1日当たりの支給上限額はありますか？

A8 上限は 30,887 円です(令和2年3月現在)。これは、標準報酬月額等級(※1)の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額です。

(※1) 保険給付の額を計算するために事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した金額です。

Q9 申請をするにはどうすればいいですか？

A9 資格等の確認や申請方法をご案内するため、こくほ給付係へ事前にお電話でご相談ください。そのうえで、申請書等を郵送いたします(ホームページからダウンロードもできます)。必要事項をご記入いただき、郵送でご申請ください。

Q10 申請には何が必要ですか？

A10 申請書3種類(世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用または保健所の就業制限期間を証明する書類)が必要となります。その他状況により、必要な書類が異なりますので、一度こくほ給付係までお問い合わせください。

Q11 支給までどのくらいかかりますか？

A11 申請書をご提出していただいた日から2～3か月程で口座に振込を行う予定です。申請の内容によっては審査にお時間をいただくため、遅れる場合もございます。また、審査の結果、不支給となる場合もございます。

〈問い合わせ先〉

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区区民部国保年金課こくほ給付係

☎03-5984-4553(直通)